

機械読取り式の旅券であっても、渡航する国によっては残存有効期間が不足している場合には入国を拒否されることがあります。残存有効期間は滞在期間や入国目的等によって国ごとに異なりますが、おおよそ3～6ヶ月以上が必要とされており、長期滞在を予定している場合には滞在期間より長い残存有効期間を要求されることがあります。また、査証欄の白紙頁も1頁以上必要とされる場合があります。

つきましては、お手持ちの旅券をご確認いただき、旅券の新規発給、切替発給（更新）、査証欄の増補等が必要な場合には、お早めに当館までお越しください。特に、年末年始にご旅行を計画されている方は、余裕をもって手続きにお越しくださいますようお願いいたします。

【お知らせ】日本国内におけるマイナンバー制度の導入について

（日本国内に住民票を有しない方は適用対象外です）

平成27年（2015年）10月から社会保障・税番号制度（いわゆる「マイナンバー制度」）が導入され、日本国内に住民票を有する者に対し12桁のマイナンバー（個人番号）が付番され、通知が開始されています。この関係で、在外における本制度の適用について、以下のとおりお知らせいたします。

1. マイナンバー制度

マイナンバー制度は国内で住民登録するすべての方にマイナンバーを付番する制度であり、所管官庁は主に内閣府及び総務省です。平成27年10月より12桁のマイナンバーの通知が開始され、マイナンバー等を記載した通知カードが住所地等に郵送されています。マイナンバーは、平成28年1月より日本国内の社会保障、税、災害対策の行政手続で必要になります。また、同年1月から本人の希望によりマイナンバー・カードの交付も開始されます。詳しくは下記3の公式ホームページをご参照ください。

2. マイナンバー制度の在外における適用

（1）海外に滞在する方については、本制度を定める「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「マイナンバー法」）において、住民基本台帳に記載されている人のみにマイナンバーが付番されることとなっているため、日本国内に住民票を有しない方は適用対象外です。詳細は下記4のコールセンターにお問い合わせください。

（2）一方で、日本国内に住民票を残して国外に滞在（出張、留学等）をしている方にはマイナンバーが付番され、マイナンバーが記載された通知カードが日本国内の住所地に郵送されることとなりますが、本人不在中にこれを受け取る親族等がない場合、当該通知カードは住所地の市区町村に返還され、一定期間（3か月程度）保管されることとなります。なお、市区町村が認める場合は保管機関を帰国の時まで延ばすことも可能であるところ、該当する方は住所地の市区町村役場に直接相談してください。

3. マイナンバーの公式ホームページ

●内閣府 マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

●総務省 マイナンバー制度と個人番号カード

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/index.html

●地方公共団体情報システム機構 個人番号カード総合サイト（お問い合わせフォームもあり）

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

4. マイナンバーのコールセンター（国外からでも通話可能な番号）

●内閣府 マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）

050-3816-9405

平日 9:30-22:00 土日祝日（年末年始を除く） 9:30-17:30

※ 但し、IP 電話への発信を規制しているところでは接続できないこともあります。

《通知カードや個人番号カードのご相談》

●地方公共団体情報システム機構 個人番号カードコールセンター

050-3818-1250

平日 8:30-22:00 土日祝日（年末年始を除く） 9:30-17:30

※ 但し、IP 電話への発信を規制しているところでは接続できないこともあります。

以上

◆ 大使館では皆さまからの情報提供をお待ちしています。◆

TEL: (506)2232-1255 FAX: (506)2231-3140

E-mail: japon-consulado@sj.mofa.go.jp (大使館領事班)

または eriko.nishida@mofa.go.jp (西田)まで